

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部 県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

○一般廃棄物処理施設の設置の許可申請	（循環型社会推進課）	一
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	（同）	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（長寿社会政策課）	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（同）	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	四
○農業振興地域の変更（二件）	（農業振興課）	四
○宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	（同）	四
○県営土地改良事業計画の縦覧	（農村振興課）	四
○県営土地改良事業の工事の完了	（同）	五
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	（森林整備課）	五
○林業種苗法に基づく生産事業者登録証の変更の届出	（同）	五
○県道の路線認定	（道路課）	五
○県道の路線廃止	（同）	六
○道路の区域決定	（同）	八
○道路の区域変更（二〇件）	（同）	二二
○道路の供用開始（四件）	（同）	一五
○道路の占用の制限	（同）	一六
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定	（同）	一七
○二級河川砂押川水系河川整備計画の公表	（河川課）	一七

ページ

○二級河川定川水系河川整備計画の公表	（同）	一七
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（防災砂防課）	一七
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（同）	一八
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	二五
○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）	（下水道課）	二六
○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正	（契約課）	二七

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（循環型社会推進課）	二七
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	二七

## 企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	二七
-------------------------------	----

## 選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十七年分）	二七
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十八年分）	二八
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十九年分）	二九

## 監査委員

○定期監査等の結果の公表	三〇
○財政的援助団体等監査の結果の公表	三三

## 公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則	三七
----------------------	----

## 告 示

○宮城県告示第二百九十号  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示し、関係書類を公衆の縦覧に供する。  
 なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第六項の規定により意見書を提出することができる。  
 平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
- 1 名称 有限会社築館クリーンセンター
  - 2 所在地 栗原市築館字上高森四十九番地五
  - 3 代表者の氏名 柏木 裕
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
栗原市築館字上高森四十九番地三、四十九番地二十五
- 三 一般廃棄物処理施設の種類  
ごみ処理施設（焼却施設）
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
可燃物
- 五 申請年月日  
平成三十一年三月十二日
- 六 縦覧場所等
- 1 縦覧場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課  
宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）
  - 2 縦覧期間 平成三十一年三月二十九日から平成三十一年五月七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
  - 七 意見書の提出期限等
- 1 提出期限 平成三十一年五月二十一日
  - 2 提出場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課  
宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）
  - 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）
- 宮城県告示第二百九十一号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項及び産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、法第十五条第四項及び要綱第三十条第二項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項及び要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十九日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
- 1 名称 有限会社築館クリーンセンター
  - 2 所在地 栗原市築館字上高森四十九番地五
  - 3 代表者の氏名 柏木 裕
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
栗原市築館字上高森四十九番地三、四十九番地二十五
- 三 産業廃棄物処理施設の種類  
汚泥の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第三号）
- 四 産業廃棄物の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七條第八号）  
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- 五 申請年月日  
平成三十一年三月十二日
- 六 縦覧場所等
- 1 縦覧場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課  
宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）
  - 2 縦覧期間 平成三十一年三月二十九日から平成三十一年五月七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
  - 七 意見書の提出期限等
- 1 提出期限 平成三十一年五月二十一日
  - 2 提出場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課  
宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）
  - 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対



介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七一五〇二二五四	大崎市社会福祉協議会鹿島台福祉用具貸与事業所 大崎市鹿島台平渡字上敷十 九番地七	社会福祉法人大崎市社会 福祉協議会	平成三十一年 一月三十一日
〇四七〇七〇〇五〇一	介護ショップえにし 名取市大手町一丁目六番地 の五	有限会社縁	平成三十一年 一月三十一日

○宮城県告示第二百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ  
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇七〇〇五〇一	介護ショップえにし 名取市大手町一丁目六番地 の五	有限会社縁	平成三十一年 一月三十一日
〇四七一五〇二二五四	大崎市社会福祉協議会鹿島 台福祉用具貸与事業所 大崎市鹿島台平渡字上敷十 九番地七	社会福祉法人大崎市社会 福祉協議会	平成三十一年 一月三十一日
〇四七一五〇二四九二	スマイルケア 大崎市古川城西一丁目六番 十二丁目二号	有限会社鶴商会	平成三十一年 一月三十一日

二 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七一五〇二二五四	大崎市社会福祉協議会鹿島 台福祉用具貸与事業所 大崎市鹿島台平渡字上敷十 九番地七	社会福祉法人大崎市社会 福祉協議会	平成三十一年 一月三十一日
〇四七〇七〇〇五〇一	介護ショップえにし 名取市大手町一丁目六番地 の五	有限会社縁	平成三十一年 一月三十一日

○宮城県告示第二百九十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭  
和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように  
変更し、平成三十一年四月一日から施行する。  
なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え  
置いて縦覧に供する。  
平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊一のとおり

○宮城県告示第二百九十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭  
和四十七年宮城県告示第二百六十五号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように  
変更し、平成三十一年四月一日から施行する。  
なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え  
置いて縦覧に供する。  
平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊二のとおり

○宮城県告示第二百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大  
学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十一年三月十四日次のとおり委託し  
た。  
平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市古川狐塚字西田三十番地  
株式会社古川青果地方卸売市場

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営日向地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第七項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十一年三月二十九日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間  
平成三十一年三月二十九日から平成三十一年四月二十六日まで

三 縦覧場所

仙台市役所及び仙台市青葉区役所

○宮城県告示第三百号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十九日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事了年月日
円田2期	農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）	平成三十年十二月二十一日
下志田	農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））	平成三十一年二月十五日

○宮城県告示第三百一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び 所在地	登録年月日
		種 穂	苗 木		
宮城第二 百九十三 号	菅原浩子 気仙沼市早稲谷百三	種穂の採 取及び精 選	幼苗の育 成 幼苗以外 の苗木の 育成	菅原苗木店 気仙沼市早稲谷百九 十一	平成三十一年 三月十九日
宮城第二 百九十四 号	菅原弘道 気仙沼市早稲谷百三十	種穂の採 取及び精 選	幼苗の育 成 幼苗以外 の苗木の 育成	菅原苗木店 気仙沼市早稲谷百九 十一	平成三十一年 三月十九日

○宮城県告示第三百二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に係る変更の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	登 載 事 項	
		変 更 前	変 更 後
宮城第二 百八十六 号	守屋木材株式会社 仙台市宮城野区原町六丁 目一番十六号	（生産事業の内容） ・幼苗の育成 ・幼苗以外の苗木の育成	（生産事業の内容） ・種穂の採取及び精選 ・幼苗の育成 ・幼苗以外の苗木の育成

○宮城県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路 線 名	終 起 点 点	重要な経過地	備 考
二	石巻鮎川線	石巻市山下町 石巻市鮎川浜	—	—
一五	古川登米線	大崎市 登米市	—	—

一八五	有壁若柳線	栗原市金成 栗原市若柳		
一八四	石越白崖線	登米市石越町		終点 花岩手泉一関市 花泉町
一八二	栗駒金成線	栗原市金成		
一八一	大鳥沢辺線	栗原市栗駒		
一八〇	文字下細倉線	栗原市鷺沢		
一七九	文字上尾松線	栗原市栗駒文字		
一七八	花山一迫線	栗原市花山		
一七六	若柳築館線	栗原市若柳		
一六五	古川岩出山線	大崎市古川		
一六二	清水下狼塚線	加美郡加美町		
一一〇	大河原高倉線	角田市 柴田郡大河原町		
一〇九	白川犬卒都婆向山線	刈田郡蔵王町		終点 新地停車場
一〇三	金山新地停車場線	伊具郡丸森町		
六五	気仙沼本吉線	気仙沼市上田中 気仙沼市本吉町		
五二	巨理村田蔵王線	刈田郡蔵王町		
三三	石巻河北線	石巻市中央 石巻市小船越		
三二	古川松山線	大崎市古川		
三〇	河北桃生線	石巻市釜谷 石巻市桃生町		
二六	気仙沼唐桑線	気仙沼市松崎馬場 気仙沼市唐桑町		
一六	石巻鹿島/台色麻線	石巻市 加美郡色麻町		

一九〇	花泉迫線	登米市迫町		起点 花岩手泉一関市 花泉町
一九一	鹿又広測線	石巻市鹿又		
一九二	石巻雄勝線	石巻市八幡町 石巻市雄勝町		
二〇二	東和登米線	登米市東和町 登米市登米町		
二三八	釜谷大須雄勝線	石巻市釜谷 石巻市雄勝町		
二四一	竹谷大和線	宮城県松島町 黒川郡大和町		
二四二	大迫松山線	大崎市鹿島台 大崎市松山		
二六八	伊豆沼くりこま高 原駅線	栗原市若柳 栗原市志波姫		

○宮城県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起 点	重要な経過地	備考
二	石巻鮎川線	石巻市鮎川浜		
一五	古川登米線	大崎市古川町 登米市登米町	大崎市田尻、登米市 米山町	
一六	石巻鹿島台大衡線	石巻市 黒川郡大衡村	大崎市鹿島台、黒川 郡大郷町	
二六	気仙沼唐桑線	気仙沼市 気仙沼市唐桑町		
三〇	河北桃生線	石巻市 石巻市桃生町		
三二	古川松山線	大崎市古川		

一八二	栗駒金成線	栗原市栗駒 栗原市金成	栗原市栗駒 栗原市金成		
一八一	大鳥沢辺線	栗原市栗駒大鳥 栗原市金成沢辺	栗原市栗駒大鳥 栗原市金成沢辺		
一八〇	文字下細倉線	栗原市栗駒文字下 栗原市鷲沢細倉	栗原市栗駒文字下 栗原市鷲沢細倉		
一七九	文字上尾松線	栗原市栗駒文字上 栗原市尾松	栗原市栗駒文字上 栗原市尾松		
一七八	花山一迫線	栗原市花山 栗原市一迫	栗原市花山 栗原市一迫		
一七六	若柳築館線	栗原市若柳 栗原市築館	栗原市若柳 栗原市築館		
一六九	川渡停車場線	川渡停車場 大崎市鳴子温泉名生 定	川渡停車場 大崎市鳴子温泉名生 定		
一六五	古川岩出山線	大崎市古川 大崎市岩出山	大崎市古川 大崎市岩出山		
一六三	西古川停車場清水線	西古川停車場 大崎市古川清水	西古川停車場 大崎市古川清水		
一六二	西古川停車場下狼塚線	西古川停車場 加美郡加美町下狼塚	西古川停車場 加美郡加美町下狼塚		
一四八	本町大衡線	加美郡大衡村 黒川郡大衡村	加美郡大衡村 黒川郡大衡村		
一二〇	坂元停車場線	坂元停車場 巨理郡山元町坂元	坂元停車場 巨理郡山元町坂元		
一一三	船岡停車場線	船岡停車場 柴田郡柴田町船岡	船岡停車場 柴田郡柴田町船岡		
一一二	北白川停車場向山線	北白川停車場 刈田郡蔵王町宮	北白川停車場 刈田郡蔵王町宮		
一〇	大河原高倉線	柴田郡大河原町 角田市高倉	柴田郡大河原町 角田市高倉		
一〇九	白川停車場犬卒都婆線	北白川停車場 白石市白川犬卒都婆	北白川停車場 白石市白川犬卒都婆		
一〇三	金山新地停車場線	伊具郡丸森町金山 終点 福島県相馬市	伊具郡丸森町金山 終点 福島県相馬市		
六五	気仙沼本吉線	気仙沼市本吉町 気仙沼市本吉町	気仙沼市本吉町 気仙沼市本吉町		
五二	巨理村田線	巨理郡巨理町 柴田郡村田町	巨理郡巨理町 柴田郡村田町	柴田郡柴田町	
三三	石巻河北線	石巻市 石巻市	石巻市 石巻市		

二六八	場伊豆沼線	栗原市若柳 くりこま高原停車場	栗原市若柳 くりこま高原停車場		
二五〇	くりこま高原停車場線	栗原市志波姫 くりこま高原停車場	栗原市志波姫 くりこま高原停車場		
二四二	大迫松山線	大崎市鹿島台大迫 大崎市松山	大崎市鹿島台大迫 大崎市松山		
二四一	大和幡谷線	宮城県大和町 宮城県松島町幡谷 一般国道三百四十六号(交差)	宮城県大和町 宮城県松島町幡谷 一般国道三百四十六号(交差)	黒川郡大郷町	
二三八	釜谷大須雄勝線	石巻市釜谷 石巻市雄勝町雄勝	石巻市釜谷 石巻市雄勝町雄勝		
二三二	上代寺前線	角田市高倉字上代 角田市高倉寺前	角田市高倉字上代 角田市高倉寺前		
二三一	鹿又停車場線	鹿又停車場 石巻市鹿又	鹿又停車場 石巻市鹿又		
二二九	竹谷幡谷線	宮城県松島町竹谷 宮城県松島町幡谷	宮城県松島町竹谷 宮城県松島町幡谷		
二二二	寄井蔵王線	刈田郡蔵王町 柴田郡村田町沼辺字 北寄井	刈田郡蔵王町 柴田郡村田町沼辺字 北寄井		
二〇八	大島線	気仙沼市大島浦浜 気仙沼市大島浦浜	気仙沼市大島浦浜 気仙沼市大島浦浜		
二〇三	有壁停車場線	栗原市金成有壁 有壁停車場	栗原市金成有壁 有壁停車場		
二〇二	東和登米線	登米市東和町 登米市登米町	登米市東和町 登米市登米町		
二〇〇	中田迫線	登米市中田町 登米市迫町	登米市中田町 登米市迫町		
一九二	石巻雄勝線	石巻市雄勝町 石巻市	石巻市雄勝町 石巻市		
一九一	鹿又停車場広瀬線	鹿又停車場 石巻市広瀬	鹿又停車場 石巻市広瀬		
一九〇	石森水井線	登米市中田町石森 登米市水井	登米市中田町石森 登米市水井		終点 花岩手県一関市 花岩町
一八五	有壁若柳線	栗原市金成有壁 栗原市若柳	栗原市金成有壁 栗原市若柳		
一八四	石越停車場白崖線	石越停車場 石越市	石越停車場 石越市		終点 花岩手県一関市 花岩町

○宮城県告示第三百五号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において全部の区間について並びに宮城県の各土木事務所及び各地域事務所においてその所管する区間について一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市山下町二丁目一〇番一地从先から 同市鮎川浜字南三五番一地从先まで	四・〇 一・一・六	二八、四〇二・七	同線重複により供 用開始があつたも のとみならず。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川登米線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
大崎市古川十日町二八番一地从先から 登米町登米字寺池三日町二五番 地先まで	五・〇 二・四・七	三〇、六三二・九	同線重複により供 用開始があつたも のとみならず。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻鹿島台色麻線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市蛇田字金津町三番三地从先から 加美郡色麻町大字小原沢一番一地从先ま で	二・九 七・五	三九、九一三・〇	県道石巻鹿島台大 衡線及び県道本町 より供用開始があ つたものとみならず。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
気仙沼市松崎馬場五二番一地从先から 同市唐桑町崎浜二四番三地从先まで	五・〇 七・四・〇	二四、一七五・三	同線重複により供 用開始があつたも のとみならず。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河北桃生線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市釜谷字葦島一〇八番二地从先から 同市桃生町寺崎字舟場前五五番一地从先 まで	五・五 六・六・四	二四、一一五・二	同線重複により供 用開始があつたも のとみならず。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川松山線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
大崎市古川駅前大通二丁目一〇一番地 先から 同市松山千石字新千石一一四番二地先 まで	五・〇 七・五	一一、一一六・〇	同線重複により供 用開始があつたも のとみならず。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻河北線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市中央三丁目七二番七地从先から 同市小船越字川前一番一地从先まで	五・五 八・一・八	九、八〇四・九	同線重複により供 用開始があつたも のとみならず。



一 道路の種類 県道  
 二 路線名 角田山元線  
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
巨理郡山元町坂元字上山一番三二地先から 同郡同町坂元字二又九番二地先まで	六・四 六一・〇	一、二二三・一	県道坂元停車場線との重複により供用開始があったものとみなす。

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 巨理村田蔵王線  
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
巨理郡巨理町逢隈田沢字遠原二五番六地先から 刈田郡蔵王町塩沢字戸ノ内脇八一番八地先まで	五・〇 四七・三	二〇、三三二・八	県道巨理村田蔵王線、 巨理郡巨理町逢隈田沢字遠原二五番六地先から 刈田郡蔵王町塩沢字戸ノ内脇八一番八地先まで の重複により供用開始があったものとみなす。

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 気仙沼本吉線  
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
気仙沼市上田中二丁目一番八地先から 同市本吉町津谷館岡一〇番地先まで	四・五 五七・〇	一六、五三九・八	同線重複により供用開始があったものとみなす。

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 金山新地停車場線  
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 白川大卒都婆向山線  
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
伊具郡丸森町大内字七夕西二五番一地从先から 同郡同町大内字明光沢一〇三番二地先まで	六・五 四五・八	五、〇九七・四	同線重複により供用開始があったものとみなす。

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
白石市白川大卒都婆字羽山一〇番地先から 刈田郡蔵王町宮字二坂三五番地先まで	六・〇 二八・五	三、六七二・四	県道北白川停車場線及び 大卒都婆向山線との重複により供用開始があったものとみなす。

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 大河原高倉線  
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
角田市高倉字上代五番二地先から 柴田郡大河原町字南原町三番二地先まで	三・三 五五・八	一三、二二三・三	同線、一般国道一 三三号及び 代寺前線との重複 により供用開始 があったものと みなす。

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 清水下狼塚線  
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
大崎市古川清水字成田御蔵場一九番一 地先から 加美郡加美町平柳字鹿島四九番地先ま で	五・五 六・〇	六、〇七三・〇	県道西古川停車場 線下狼塚線及び 下古川線との重複 により供用開始 があったものと みなす。

<p>区 間</p> <p>敷地の幅員 (メートル)</p> <p>敷地の延長 (メートル)</p> <p>備 考</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 花山一迫線</p> <p>三 道路の区域</p>	<p>区 間</p> <p>敷地の幅員 (メートル)</p> <p>敷地の延長 (メートル)</p> <p>備 考</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 若柳築館線</p> <p>三 道路の区域</p>	<p>区 間</p> <p>敷地の幅員 (メートル)</p> <p>敷地の延長 (メートル)</p> <p>備 考</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 吹上鬼首線</p> <p>三 道路の区域</p>	<p>区 間</p> <p>敷地の幅員 (メートル)</p> <p>敷地の延長 (メートル)</p> <p>備 考</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 古川岩出山線</p> <p>三 道路の区域</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 古川岩出山線</p> <p>三 道路の区域</p>	
<p>区 間</p> <p>敷地の幅員 (メートル)</p> <p>敷地の延長 (メートル)</p> <p>備 考</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 栗駒金成線</p> <p>三 道路の区域</p>	<p>区 間</p> <p>敷地の幅員 (メートル)</p> <p>敷地の延長 (メートル)</p> <p>備 考</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 大鳥沢辺線</p> <p>三 道路の区域</p>	<p>区 間</p> <p>敷地の幅員 (メートル)</p> <p>敷地の延長 (メートル)</p> <p>備 考</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 文字下細倉線</p> <p>三 道路の区域</p>	<p>区 間</p> <p>敷地の幅員 (メートル)</p> <p>敷地の延長 (メートル)</p> <p>備 考</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 文字上尾松線</p> <p>三 道路の区域</p>	<p>区 間</p> <p>敷地の幅員 (メートル)</p> <p>敷地の延長 (メートル)</p> <p>備 考</p>	<p>一 道路の種類 県道</p> <p>二 路線名 栗駒文字荒砥沢四五番三六地先から栗駒駒屋敷九ノ戸二三番六地先まで</p> <p>三 道路の区域</p>

一 道路の種類 国道	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
二 路線名 石越白崖線	栗原市栗駒岩ヶ崎神南三三番一地先から 同市金成藤渡戸東沢二番一地先まで	七・〇 一八・〇	一〇、二四一・三	同線重複により供 用開始があつたもの とみなす。
三 道路の区域				

一 道路の種類 国道	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
二 路線名 有壁若柳線	登米市石越町北郷字遠沢一五番地先から 同市石越町東郷字新千貫巻二二三番三 地先まで	一一・〇 三二・〇	二、九三五・六	県道石越停車場白 崖線との重複によ り供用開始があつ たものとみなす。
三 道路の区域				

一 道路の種類 国道	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
二 路線名 大門有壁線	栗原市金成有壁新町三番一地先から 同市若柳字川南南大通一番一地先まで	四・二 二七・一	一一、八六八・七	同線重複により供 用開始があつたもの とみなす。
三 道路の区域				

一 道路の種類 国道	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
二 路線名 花泉追線	栗原市金成有壁上原前一六番八地先から 同市金成有壁下大沢田一六番二地先ま で	六・〇 二二・五	三、七三二・四	県道有壁停車場線 との重複により供 用開始があつたもの とみなす。
三 道路の区域				

一 道路の種類 国道	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
二 路線名 鹿又広測線	登米市中田町石森字新小倉前五〇番地 先から 同市追町佐沼字的場三七番地先まで	四・八 二三・七	六、八二九・九	県道石森永井線、 県道中田栗駒線及 び県道中田追線と の重複により供用 開始があつたもの とみなす。
三 道路の区域				

一 道路の種類 国道	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
二 路線名 石巻雄勝線	石巻市鹿又字町浦六九番地先から 同市須江字瓦山前一五七番三三番地先まで	四・五 二七・八	六、七三二・〇	県道鹿又停車場 及ぶり供用開始 にあつたもの とみなす。
三 道路の区域				

一 道路の種類 国道	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
二 路線名 東和登米線	石巻市八幡町一丁目一七番一地先から 同市雄勝町雄勝字味噌作二四番二地先 まで	三・五 七四・〇	二二、一六一・〇	同線重複により供 用開始があつたもの とみなす。
三 道路の区域				

一 道路の種類 国道	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
二 路線名 東和登米線	登米市東和町米谷関口二番地先から 同市登米町大字日根牛字小池前一番二 地先まで	六・一 一九・二	一〇、九〇九・八	同線重複により供 用開始があつたもの とみなす。
三 道路の区域				

三 道路の種類

二 路線名

一 道路の種類

一 道路の種類

二 路線名

一 道路の種類

三 道路の種類

二 路線名

一 道路の種類

一 道路の種類

二 路線名

一 道路の種類

二 道路の種類 国道 二 路線名 釜谷大須雄勝線 三 道路の区域		区 間 石巻市釜谷字葦島五番一地从先から 同市雄勝町上雄勝三丁目六八番地先ま で	敷地の幅員 (メートル) 三・〇、 八二・五	敷地の延長 (メートル) 三三、〇九六・九	備考 同線重複により供 用開始があったも のとみならず。
一 道路の種類 国道 二 路線名 竹谷大和線 三 道路の区域		区 間 宮城郡松島町竹谷字鴻ノ谷地二〇番一 ○地先から 黒川郡大和町落合相川字熊野前一四 番地先まで	敷地の幅員 (メートル) 一一・四、 二六・三	敷地の延長 (メートル) 一九、一一二・二	備考 県道竹谷幡谷線及 び県道大和幡谷線 との重複により供 用開始があったも のとみならず。
一 道路の種類 国道 二 路線名 大迫松山線 三 道路の区域		区 間 大崎市鹿島台大迫字台畑二五番三地从先 から 同市松山千石字五良八八二番一地从先ま で	敷地の幅員 (メートル) 三・六、 二四・五	敷地の延長 (メートル) 六、八五〇・五	備考 同線重複により供 用開始があったも のとみならず。
二 道路の種類 国道 二 路線名 伊豆沼くりこま高原駅線 三 道路の区域		区 間 栗原市若柳字上畑岡敷味一八番一地从先 から 同市志波姫南八樟四五一番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル) 四・五、 二七・九	敷地の延長 (メートル) 六、五六五・八	備考 県道くりこま高原 停車場線及び県道 くりこま高原停車場 伊豆沼線との重 複により供用開始 があったものとみ ならず。

○宮城県告示第三百六号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
 変更したので告示する。

平成三十一年三月二十九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道 二 路線名 一〇八号 三 道路の区域		変更の区間 大崎市鳴子温泉鬼首字湯沢七番一地从先 から 同市鳴子温泉鬼首字田野三番四地先ま で	変更の 前後 敷地の幅員 (メートル) 六・五、 四六・三	敷地の延長 (メートル) 二、九一四・五	備考 上記A及び Bは表示図 面に表示す る。敷地の区 分をいう。県 道最上鬼 首倉鳴子線 の重複により 供用開始と みならず。
一 道路の種類 一般国道 二 路線名 一〇八号 三 道路の区域		変更の区間 大崎市鳴子温泉鬼首字湯沢七番一地从先 から 同市鳴子温泉鬼首字田野三番四地先ま で	変更の 前後 敷地の幅員 (メートル) 六・五、 四六・三	敷地の延長 (メートル) 二、九一四・五	備考 上記A及び Bは表示図 面に表示す る。敷地の区 分をいう。県 道最上鬼 首倉鳴子線 の重複により 供用開始と みならず。

○宮城県告示第三百七号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
 変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
大崎市鹿島台広長内ノ浦七九二番二地 先から 同市鹿島台木間塚字出町二八番四地先 まで	A	B	六・三 六九・九	四、四七〇・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	後B	一一・四 五一・二	四、〇四六・七	

○宮城県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四七号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
漆沢岳山国有林二二林班と小班地内から 加美郡加美町漆沢筒砂子一番二地先まで	九・〇 一五〇・〇	九・〇 一五〇・〇	一〇、三八三・九	一〇、三八三・九

○宮城県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

平成三十一年三月二十九日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
本吉郡南三陸町志津川字五日町三四番地先から 同郡同町志津川字御前下五九番一地先 まで	A	C	九・〇 四一・〇	一、四二一・六	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	C	後C	一一・〇 二九・一	一、二二〇・五	

○宮城県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中田栗駒線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考

登米市石越町南郷字小谷地前二七三番一 地先から 同市石越町南郷字西門沖二六一番地先 まで		
前A	後 A	B
八・〇〇 一・〇・五	八・〇〇 一・〇・五	一・一・三 二・八・九
一・一・三 一・一・八	一・一・三 一・一・八	二・三・三 二・三・五
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

○宮城県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

一 道路の種類 県道

二 道路名 塩釜互理線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩沼市早股字五福田一三四番三地先から 同市寺島字寺島一三九番二地先まで		前	一六・六 三四・〇	一、二四九・〇
		後	一五・〇 三五・〇	一、二四九・〇

○宮城県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 最上鬼首線  
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
大崎市鳴子温泉鬼首字浦三杉三九番一 地先から 同市鳴子温泉鬼首字本宮原二一番六地 先まで		前 A	一四・〇 七七・〇	二、〇七五・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後 B	一四・〇 三二・〇	一九〇・五	

○宮城県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

一 道路の種類 県道

二 路線名 中新田三本木線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
加美郡加美町四日市場字岡前七〇番一 地先から 同郡同町下新田字北村三〇二番一 地先まで		前 A	四・〇 一〇・〇	九三三・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後 B	一六・〇 四〇・〇	一、〇六五・〇	

○宮城県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
本吉郡南三陸町志津川字塩入五六番二〇地先から 同郡同町志津川字田尻畑五番一 địa先まで	前 A	一四・四	一、三二〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	前 B	六・〇 二五・一	九二〇・〇		
後 A	一四・四 四六・一	一、三二〇・〇			

○宮城県告示第三百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 沼倉鳴子線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市鳴子温泉鬼首字岡台六七番三地先から 同市鳴子温泉鬼首字原五三番一 địa先まで	前	六・四 四四・〇	五、六八九・五	
	後			

○宮城県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成三十一年三月二十九日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四七号	漆沢岳山国有林二二一林班と小班地内から加美郡加美町字漆沢筒砂子一番二地先まで	平成三十一年三月二十九日

○宮城県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜亘理線	岩沼市早股字五福田一三四番三地先から同市寺島字寺島一三九番二地先まで	平成三十一年四月一日午前九時

○宮城県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町志津川字竹川原一番六地先から同郡同町志津川字田尻畑一四〇番六地先まで	平成三十一年三月二十九日
----	--------	---	--------------

○宮城県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字大沼一九四番一、二地先から同郡同町歌津字長柴三番一、二地先まで	平成三十一年三月二十九日

○宮城県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区 域
一般国道 一〇八号	大崎市鳴子温泉新屋敷
一般国道 一一三号	白石市福岡蔵本字六本松一番
一般国道 二八四号	伊具郡丸森町
一般国道 二八四号	気仙沼市古町四丁目
一般国道 二八四号	柴田郡川崎町支倉中原裏山
一般国道 二八六号	名取市高館熊野堂余方下東 名取市高館熊野堂余方川端

道路	制限の対象とする占有物件
一般国道 三四二号	登米市中田町上沼大泉粧坂
一般国道 三四六号	登米市中田町上沼堀米
一般国道 三九八号	遠田郡涌谷町薔薇島
一般国道 四五六号	登米市迫町佐沼末広 栗原市築館伊豆一丁目
一般国道 四五六号	石巻市門脇 石巻市穀町
一般国道 四五六号	登米市東和町米川 登米市東和町米川
一般国道 四五六号	大崎市古川城西一丁目 大崎市古川七日町
一般国道 四五六号	登米市高清水善光寺 登米市迫町佐沼小金丁
一般国道 四五六号	気仙沼市魚町二丁目 気仙沼市南町二丁目
一般国道 四五六号	塩竈市真山通二丁目 塩竈市港町二丁目
一般国道 四五六号	名取市下増田小沼 名取市植松新橋
一般国道 四五六号	多賀城市町前二丁目 多賀城市町前二丁目
一般国道 四五六号	白石市八幡町 白石市大手町
一般国道 四五六号	気仙沼市松崎馬場 気仙沼市新浜町一丁目
一般国道 四五六号	気仙沼市新浜町一丁目 気仙沼市西八幡町
一般国道 四五六号	栗原市高清水五輪 栗原市高清水善光寺
一般国道 四五六号	石巻市雲雀野町一丁目 石巻市湊須賀松
一般国道 四五六号	石巻市重吉町 東松島市矢本一本杉
一般国道 四五六号	巨理郡巨理町逢隈中泉 巨理郡巨理町逢隈牛袋
一般国道 四五六号	名取市上余田千刈田 名取市植松入生

二 制限の対象とする占有物件



新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十一年四月十五日

○宮城県告示第三百二十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県道	塩釜吉岡線	塩竈市大日向町一三五番六地先から 宮城県利府町利府字新大谷地三〇番三地先まで	平成三十一年 四月一日
県道	石巻鹿島台 色麻線	黒川郡大衡村駒場字中堀二四四番地先から 同郡同村駒場字中堀二四四番地先まで	
県道	泉塩釜線	塩竈市東玉川町二六番地先から 同市東玉川町三二番地先まで	
県道	仙台三本木 線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢三番三地先から 同郡大衡村駒場字中堀二四四番地先まで 黒川郡大衡村駒場字上推路二九番七地先から 大崎市三本木新町一丁目二三番二地先まで	

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り込むためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦〇・一二メートル以上、横〇・二三メートル以上又は縦〇・二三メートル以上、横〇・一二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○宮城県告示第三百二十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川砂押川水系河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台土木事務所及び宮城県仙台地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百二十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川定川水系河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県北部土木事務所及び宮城県東部土木事務所においてこれを公表する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

川平の1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区川平一丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
------	---------	----------------------	-------------------------

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
小西沢	土石流	石巻市高木字新内田（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
清水沢	土石流	石巻市高木字清水（次の図のとおり）		
大梨沢	土石流	石巻市高木字大沢（次の図のとおり）		
日向畑沢	土石流	石巻市水沼字日向畑（次の図のとおり）		
日向畑北沢	土石流	石巻市水沼字日向畑（次の図のとおり）		
平畑沢3	土石流	石巻市水沼字与市（次の図のとおり）		
東沢	土石流	石巻市水沼字台畑（次の図のとおり）		
台畑沢	土石流	石巻市水沼字亀山畑（次の図のとおり）		
零羊崎沢	土石流	石巻市真野字内原（次の図のとおり）		

内の原下沢	土石流	石巻市真野字内原（次の図のとおり）
内原沢	土石流	石巻市真野字内原（次の図のとおり）
日向北沢	土石流	石巻市真野字日向（次の図のとおり）
日向沢	土石流	石巻市真野字日向山（次の図のとおり）
下の入沢	土石流	石巻市釜谷字天神山（次の図のとおり）
入釜谷沢	土石流	石巻市釜谷字七ヶ入山（次の図のとおり）
芦早沢	土石流	石巻市針岡字芦早（次の図のとおり）
芦早西沢	土石流	石巻市針岡字相沢（次の図のとおり）
梨沢	土石流	石巻市針岡字梨沢（次の図のとおり）
迦蘭沢	土石流	石巻市針岡字迦蘭（次の図のとおり）
追館南の沢	土石流	石巻市針岡字追館（次の図のとおり）
追館沢	土石流	石巻市針岡字追館（次の図のとおり）
追館沢2	土石流	石巻市針岡字追館（次の図のとおり）
追館北の沢	土石流	石巻市福地字丁子浜（次の図のとおり）
滝川	土石流	石巻市福地字通ヶ崎（次の図のとおり）
谷地大沢1	土石流	石巻市福地字国土（次の図のとおり）
谷地大沢2	土石流	石巻市福地字国土（次の図のとおり）
横川西の沢	土石流	石巻市福地字町頭（次の図のとおり）
新寺沢	土石流	石巻市三輪田字新寺前（次の図のとおり）
竹の迫沢	土石流	石巻市三輪田字竹ノ迫（次の図のとおり）

梨木畑	祝田	井内の3	折立の2	羽黒町一丁目	南光町	羽黒町	羽黒町東側	泉町	日和が丘	倉の迫北沢	倉の迫向沢	沢向沢	倉の迫川	大森沢	谷津沢	谷津川	堀の内沢	持領沢	持領沢2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市渡波字梨木畑(次の図のとおり)	石巻市渡波字祝田(次の図のとおり)	石巻市井内字井内(次の図のとおり)	石巻市沢田字折立(次の図のとおり)	石巻市羽黒町一丁目(次の図のとおり)	石巻市南光町一丁目(次の図のとおり)	石巻市羽黒町二丁目(次の図のとおり)	石巻市羽黒町一丁目(次の図のとおり)	石巻市泉町一丁目(次の図のとおり)	石巻市日和が丘四丁目(次の図のとおり)	石巻市東福田字小枝(次の図のとおり)	石巻市東福田字沢向(次の図のとおり)	石巻市東福田字沢向(次の図のとおり)	石巻市東福田字馬場(次の図のとおり)	石巻市大森字水出(次の図のとおり)	石巻市大森字大平(次の図のとおり)	石巻市三輪田字谷津(次の図のとおり)	石巻市三輪田字持領前内田(次の図のとおり)	石巻市三輪田字持領前内田(次の図のとおり)	石巻市三輪田字持領前内田(次の図のとおり)

川の上の2	川の上の1	若宮の3	日向	丸森	小島の2	小島の1	日影	日向	小山前	内原の2	内原の1	亀山畑	小田多の2	小田多の1	鹿松山	鹿松	山崎	際の2	際の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市小船越字山畑(次の図のとおり)	石巻市小船越字山畑(次の図のとおり)	石巻市高木字若宮(次の図のとおり)	石巻市真野字日向(次の図のとおり)	石巻市真野字丸森山(次の図のとおり)	石巻市真野字小島(次の図のとおり)	石巻市真野字小島(次の図のとおり)	石巻市真野字日影(次の図のとおり)	石巻市真野字日向(次の図のとおり)	石巻市真野字小山(次の図のとおり)	石巻市真野字内原(次の図のとおり)	石巻市真野字内原(次の図のとおり)	石巻市水沼字亀山畑(次の図のとおり)	石巻市水沼字日向畑(次の図のとおり)	石巻市水沼字日向畑(次の図のとおり)	石巻市渡波字鹿松山(次の図のとおり)	石巻市渡波字鹿松(次の図のとおり)	石巻市渡波字山崎(次の図のとおり)	石巻市渡波字際(次の図のとおり)	石巻市渡波字際(次の図のとおり)

沢向	小枝の2	水出の1	新寺前の2	新寺前の1	持領の2	国土沼の1	追館の1	竹ノ迫の2	竹ノ迫の1	大平	谷津	竹ノ迫の1	堀ノ内	持領	谷地1-2	谷地1-1	東福田1-3	東福田1-2	東福田1-1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市東福田字沢向(次の図のとおり)	石巻市東福田字小枝(次の図のとおり)	石巻市大森字水出(次の図のとおり)	石巻市三輪田字新寺前(次の図のとおり)	石巻市三輪田字新寺前(次の図のとおり)	石巻市三輪田字持領前内田(次の図のとおり)	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市針岡字追館(次の図のとおり)	石巻市三輪田字竹ノ迫(次の図のとおり)	石巻市三輪田字竹ノ迫(次の図のとおり)	石巻市大森字大平(次の図のとおり)	石巻市三輪田字谷津(次の図のとおり)	石巻市三輪田字竹ノ迫(次の図のとおり)	石巻市三輪田字堀ノ内(次の図のとおり)	石巻市三輪田字持領前内田(次の図のとおり)	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市福地字馬場(次の図のとおり)	石巻市東福田字馬場(次の図のとおり)	石巻市東福田字馬場(次の図のとおり)	石巻市東福田字馬場(次の図のとおり)

通ヶ崎	七ヶ入山の2	七ヶ入山の1	丁子浜の2	丁子浜の1	追館の2	通ヶ崎の3	通ヶ崎の2	通ヶ崎の1	国土沼の2	谷地の2	稲荷崎前	谷津の5	谷津の4	谷津の3	谷津の2	大平の2	水出の3	水出の2	宮ノ上
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市福地字通ヶ崎(次の図のとおり)	石巻市釜谷字天神山(次の図のとおり)	石巻市釜谷字天神山(次の図のとおり)	石巻市福地字丁子浜(次の図のとおり)	石巻市福地字丁子浜(次の図のとおり)	石巻市針岡字追館(次の図のとおり)	石巻市福地字大正(次の図のとおり)	石巻市福地字大正(次の図のとおり)	石巻市福地字通ヶ崎(次の図のとおり)	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市福地字国土(次の図のとおり)	石巻市三輪田字稲荷崎前(次の図のとおり)	石巻市三輪田字谷津(次の図のとおり)	石巻市三輪田字尾崎前(次の図のとおり)	石巻市三輪田字尾崎前(次の図のとおり)	石巻市大森字大平(次の図のとおり)	石巻市大森字水出(次の図のとおり)	石巻市大森字内田(次の図のとおり)	石巻市大森字内田(次の図のとおり)	石巻市東福田字宮ノ上(次の図のとおり)

夜盗沢 1	赤坂沢	高見沢 1	高見沢 2	高畑沢 2	木戸沢	中山田沢 1	中山田沢 1	尾田峯の 3	浜田の 2	浜田の 1	尾田峯の 2	尾田峯の 1	浦宿	旭ヶ丘 2の 1	旭ヶ丘 3の 2	浦宿沢の 2	尾田峯沢	浦宿浜浦宿	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
仙台市青葉区大倉字夜盗沢 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字赤坂、字堤沢、字上下山神、字久保 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字赤坂、字下道、字上下、字堤沢、字上下山神、字久保 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字赤坂、字上下山神、字久保 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字高畑 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字木戸 (次の図のとおり)	仙台市青葉区新川字中山田、字石田、字北田、字下山際、字佐手山 (次の図のとおり)	仙台市青葉区新川字中山田、字石田、字下山際、字佐手山、字野尻、字北田 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿字浜外山 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町針浜字針浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字袖山 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字袖山 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯 (次の図のとおり)
次の図のとおり																			
宮城県土ま防務所 宮城砂防課及仙台土木事務所																			

末坂	錦ヶ丘九丁	向田の 2	向田の 1	大竹新田	大竹	岩下	高見沢	台原一丁目	綱木沢 3	鹿野沢	荒屋敷沢	汁垂道上沢	末坂沢	錦ヶ丘沢	神明前沢 1	神明前沢 2	上山際沢	夜盗沢	夜盗沢 1	夜盗沢 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
仙台市青葉区芋沢字末坂、字横山 (次の図のとおり)	仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目 (次の図のとおり)	仙台市青葉区向田、芋沢字大竹、字権現森山 (次の図のとおり)	仙台市青葉区向田 (次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字大竹新田 (次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字大竹、向田 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字岩下 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字上下 (次の図のとおり)	仙台市青葉区台原一丁目 (次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字綱木、字四反田、字四反田前 (次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字鹿野 (次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字荒屋敷、字荒屋敷中、字上新田 (次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字汁垂道上、字汁垂道下、字白坂西、字横山 (次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字末坂、字奥武士東 (次の図のとおり)	仙台市青葉区下愛子字西風蕃山 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山 (次の図のとおり)	仙台市青葉区新川字清水頭 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字夜盗沢 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字夜盗沢 (次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字夜盗沢 (次の図のとおり)

本郷の3	本郷の2	本郷の1	大勝草	大勝草中の2	大勝草中の1	栗生沢東	田中	赤坂二丁目	芋郷	川前	錦ヶ丘の4	錦ヶ丘の3	錦ヶ丘の1	白坂西	錦ヶ丘	2	みやぎ台の1	向田	みやぎ台三丁目
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市青葉区芋沢字本郷（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字本郷（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字本郷（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字大勝草（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字大勝草中（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字大勝草中（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字栗生沢東（次の図のとおり）	仙台市青葉区下愛子字田中（次の図のとおり）	仙台市青葉区赤坂二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区上愛子字芋郷（次の図のとおり）	仙台市青葉区愛子中央二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区錦ヶ丘五丁目、上愛子字芦見（次の図のとおり）	仙台市青葉区錦ヶ丘五丁目、上愛子字芦見（次の図のとおり）	沼田、字宮入（次の図のとおり）	仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目、上愛子字道下、字荒屋敷西（次の図のとおり）	仙台市青葉区錦ヶ丘四丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区みやぎ台五丁目（次の図のとおり）	荒屋敷（次の図のとおり）	仙台市青葉区みやぎ台五丁目、芋沢字	仙台市青葉区みやぎ台三丁目（次の図のとおり）

鷲ヶ森の1	1北鷲ヶ森の	本沢の1	川平の1	中山の1	西勝山の2	西勝山の1	中山の2	桜ヶ丘の2	川平の2	川平の1	錦ヶ丘の2	芋郷	宮下	岩元	甲野田南	大竹原	大堀の2	大堀の1	花坂下
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市青葉区鷲ヶ森一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区鷲ヶ森二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区荒巻本沢一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区川平一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区川平四丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区西勝山（次の図のとおり）	仙台市青葉区西勝山（次の図のとおり）	仙台市青葉区中山六丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区桜ヶ丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区桜ヶ丘二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区川平二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区上愛子字芋郷（次の図のとおり）	仙台市青葉区上愛子字神明（次の図のとおり）	仙台市青葉区上愛子字岩元（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字大堀（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字大堀（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字大堀（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字大堀（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字花坂下（次の図のとおり）

北根黒松	山手町	荒巻本沢二丁目	山手町	水の森の2	水の森の1	東勝山の7	東勝山の6	東勝山の5	東勝山の3	東勝山の1	鷺ヶ森	北鷺ヶ森	3北鷺ヶ森の	2北鷺ヶ森の	北根の2	3双葉ヶ丘の	2双葉ヶ丘の	鷺ヶ森の2	藤松
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市青葉区北根黒松（次の図のとおり）	仙台市青葉区山手町（次の図のとおり）	仙台市青葉区荒巻本沢二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区山手町（次の図のとおり）	仙台市青葉区水の森三丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区水の森三丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区東勝山二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区水の森三丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区東勝山三丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区北根四丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区東勝山一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区鷺ヶ森二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区鷺ヶ森二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区北根二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区虹の丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区鷺ヶ森一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区藤松（次の図のとおり）

青麻沢	入山の1	台屋敷の3	台屋敷の2	台屋敷の1	入生沢	台ヶ原	安養寺の2	安養寺の1	土樋の1	広瀬の2	角五郎の2	角五郎の1	八幡一丁目	花壇	片平町の2	片平町の1	大手町	亀岡町	川内の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市宮城野区岩切字青麻沢（次の図のとおり）	仙台市宮城野区岩切字入山（次の図のとおり）	仙台市宮城野区岩切字台屋敷、字入山（次の図のとおり）	仙台市宮城野区岩切字台屋敷（次の図のとおり）	仙台市宮城野区岩切字台屋敷（次の図のとおり）	仙台市宮城野区岩切字入生沢（次の図のとおり）	仙台市宮城野区岩切字谷地、字入生沢（次の図のとおり）	仙台市宮城野区安養寺一丁目、二丁目（次の図のとおり）	仙台市宮城野区安養寺一丁目、二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区土樋一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区広瀬町（次の図のとおり）	仙台市青葉区角五郎二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区角五郎一丁目、八幡一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区八幡一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区花壇（次の図のとおり）	仙台市青葉区米ヶ袋二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区片平一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区大手町（次の図のとおり）	仙台市青葉区荒巻字青葉（次の図のとおり）	仙台市青葉区川内三十人町（次の図のとおり）

松陵五丁目	松陵三丁目の2	松陵三丁目の1	鶴が丘三丁目	将監の8	歩坂町の2	上谷刈赤坂	館	北中山	泉ヶ丘の3	泉ヶ丘の2	泉ヶ丘の1	将監の4	将監の1	歩坂町	南光台の2	柏坊	小山	松陵三丁目	安養寺の5
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市泉区松陵五丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区松陵三丁目、四丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区松陵三丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区鶴が丘二丁目、三丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区将監九丁目、七北田字道、字駕籠沢、字日野（次の図のとおり）	仙台市泉区歩坂町、松森字鹿島（次の図のとおり）	仙台市泉区上谷刈赤坂（次の図のとおり）	仙台市泉区館一丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区北中山三丁目、四丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区泉ヶ丘一丁目、七北田字大沢大ヶ沢（次の図のとおり）	仙台市泉区泉ヶ丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区泉ヶ丘三丁目、富谷市富ヶ丘一丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区将監一丁目、七北田字白水、字野山（次の図のとおり）	仙台市泉区将監十三丁目、桂四丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区松陵一丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区南光台六丁目、松森字堤下、字不動（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字欠ノ上（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字小山（次の図のとおり）	仙台市泉区松陵三丁目（次の図のとおり）	仙台市宮城野区安養寺一丁目（次の図のとおり）

平沢	新田	唐竹沢	奈良木沢下	仏所の3	鷹乃杜の2	鷹乃杜の1	2あけの平の	1あけの平の	2ひより台の	1ひより台の	館山	宮ノ沢	栃木沢	松森台	加茂二丁目2	加茂二丁目1	加茂二丁目2	加茂二丁目1	寺岡二丁目
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
富谷市富谷平沢（次の図のとおり）	富谷市富谷新田（次の図のとおり）	富谷市富谷唐竹沢（次の図のとおり）	富谷市富谷奈良木沢下（次の図のとおり）	富谷市富谷仏所（次の図のとおり）	富谷市鷹乃杜三丁目（次の図のとおり）	富谷市鷹乃杜四丁目（次の図のとおり）	富谷市あけの平三丁目（次の図のとおり）	富谷市あけの平三丁目（次の図のとおり）	富谷市ひより台一丁目（次の図のとおり）	富谷市ひより台一丁目（次の図のとおり）	富谷市二ノ関館山（次の図のとおり）	富谷市富谷宮ノ沢（次の図のとおり）	富谷市富谷栃木沢（次の図のとおり）	仙台市泉区松森字台（次の図のとおり）	仙台市泉区加茂二丁目、上谷刈字古堤（次の図のとおり）	仙台市泉区加茂二丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区加茂二丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区加茂二丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区寺岡二丁目（次の図のとおり）



廻館の1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字廻館(次の図のとおり)
小森	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字小森(次の図のとおり)
廻館の2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字廻館(次の図のとおり)
熊田南沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字熊田、字小森(次の図のとおり)
小森北沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字小森、字熊田(次の図のとおり)
小森沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字小森(次の図のとおり)
小森神社沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字廻館、字小森(次の図のとおり)
廻館沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字廻館、字御前下(次の図のとおり)
磯の沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢(次の図のとおり)
東向陽台	急傾斜地の崩壊	富谷市東向陽台一丁目(次の図のとおり)
鷹乃杜三丁目	急傾斜地の崩壊	富谷市鷹乃杜三丁目(次の図のとおり)
鷹乃杜二丁目	急傾斜地の崩壊	富谷市鷹乃杜二丁目(次の図のとおり)
明坂の4	急傾斜地の崩壊	富谷市富谷明坂(次の図のとおり)
明坂の3	急傾斜地の崩壊	富谷市富谷明坂(次の図のとおり)

次の図のとおり

宮城県土木部防災課及び宮城県気仙沼土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

広瀬の1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区広瀬町(次の図のとおり)	宮城県土木部防災課及び宮城県仙台土木事務所
川内の1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区川内三十人町(次の図のとおり)	
荒巻中央	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区荒巻中央(次の図のとおり)	
あけぼの町	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区あけぼの町(次の図のとおり)	
本沢の2	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区荒巻本沢三丁目(次の図のとおり)	
中山の4	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区川平一丁目(次の図のとおり)	
中山の3	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区中山五丁目(次の図のとおり)	
滝道	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区滝道(次の図のとおり)	
平沢の1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区芋沢字平沢(次の図のとおり)	
上新田	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区芋沢字上新田(次の図のとおり)	
奥武士西沢	土石流	仙台市青葉区芋沢字奥武士西、字奥武士、字奥武士東、字奥武士北(次の図のとおり)	
芦見沢	土石流	仙台市青葉区下愛子字芦見(次の図のとおり)	
岩谷堂西沢	土石流	仙台市青葉区作並字岩谷堂西(次の図のとおり)	
中崎沢	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿(次の図のとおり)	
羽黒町一丁目2	急傾斜地の崩壊	石巻市羽黒町一丁目(次の図のとおり)	宮城県土木部防災課及び宮城県東部土木事務所
内山沢	土石流	石巻市真野字内山(次の図のとおり)	
小多田沢	土石流	石巻市水沼字日向畑(次の図のとおり)	
小沢	土石流	石巻市高木字大草(次の図のとおり)	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所

小森南沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字小森（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び 宮城県気仙沼土木事務所
明坂の1	急傾斜地の崩壊	富谷市富谷明坂（次の図のとおり）	
向陽台の4	急傾斜地の崩壊	富谷市東向陽台三丁目、仙台市泉区向陽台二丁目（次の図のとおり）	
吹付	地すべり	仙台市泉区福岡字平場（次の図のとおり）	
南光台南二丁目の1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区南光台南二丁目（次の図のとおり）	
みずほ台の1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区みずほ台（次の図のとおり）	
安養寺の4	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区安養寺一丁目（次の図のとおり）	
岩切二丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区岩切二丁目（次の図のとおり）	
大前	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区岩切字大前（次の図のとおり）	
枡江	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区枡江（次の図のとおり）	
菖蒲沼	地すべり	仙台市青葉区菖蒲沼（次の図のとおり）	
栗生2	地すべり	仙台市青葉区大倉（次の図のとおり）	
栗生	地すべり	仙台市青葉区大倉（次の図のとおり）	
定義	地すべり	仙台市青葉区大倉字斎野神、字横川、字高見沢、字久保（次の図のとおり）	
下倉	地すべり	仙台市青葉区大倉字高畑、字宮前、字寺下（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称  
多賀城市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類  
仙塩広域都市計画下水道事業
- 2 名称  
多賀城市流域関連公共下水道

- 三 事業施行期間

- 変更なし
- 四 事業地

- 1 取用の部分

昭和四十八年宮城県告示第三百三十八号、昭和五十二年宮城県告示第七百二十七号、昭和五十七年宮城県告示第九百七十八号、昭和六十年宮城県告示第九百九十七号、昭和六十二年宮城県告示第九百九十四号、平成三年宮城県告示第四百三十八号、平成三年宮城県告示第八百九十七号、平成七年宮城県告示第九百九十六号、平成八年宮城県告示第三百八十二号、平成九年宮城県告示第九百九十五号、平成十三年宮城県告示第三百五十六号、平成十五年宮城県告示第三十五号、平成二十年宮城県告示第二百九十八号、平成二十六年宮城県告示第二百六十二号、平成二十七年宮城県告示第三百五十二号、平成二十八年宮城県告示第三百六号及び平成三十年宮城県告示第三百六十五号の事業地のうち、多賀城市鶴ヶ谷一丁目の一部を変更する。

- 2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称  
富谷市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類  
仙塩広域都市計画下水道事業

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

富谷市流域関連公共下水道

三 事業施行期間  
変更なし

四 事業地

1 収用の部分

昭和六十二年宮城県告示第千四百二十一号、平成元年宮城県告示第八百九十号、平成四年宮城県告示第百三十三号、平成七年宮城県告示第百四十八号、平成十一年宮城県告示第百五十五号、平成十六年宮城県告示第百二十七号、平成二十三年宮城県告示第百九十号、平成二十八年宮城県告示第百三十七号、平成三十年宮城県告示第百六十九号の事業地に、富谷市明石下犬ヶ沢の一部を追加する。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百二十九号

平成八年宮城県告示第百四十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十七条中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十一年度宮城県保管ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務 安定器及び照明用コンデンサー三千三百五十八台 汚染物○、一四キログラム

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部循環型社会推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成三十一年二月二十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道P C B 処理事業所 北海道室蘭市仲町十四番地七

五 契約金額 一億九千九百五十一万三千八百三十四円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

岩沼市早股字松原百八十一番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市二木二丁目四番十一号

郡山 竜太

郡山 恵美

企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十一年三月二十九日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十一年三月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二番六十一号

五 落札金額 一万七千九百円（一トン当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十一年二月一日

選 挙 管 理 委 員 会

○宮選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十七年分収支報告書について、平成二十八年宮選管告示第百五十二号の一部を次のとおり改める。

平成三十一年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党宮城県支部連合会の平成二十七年分収支報告書の要旨の

1	収入総額中			
「1	収入総額	206,975,707」	や	「1 収入総額 207,445,307」
「本年収入額	102,502,745」	や	「本年収入額	102,972,345」
2	支出総額中			
「2	支出総額	105,573,169」	や	「2 支出総額 106,042,769」
3	本年収入の内訳中			
「その他の収入	1,473,586」	や	「その他の収入	1,943,186」
「北海道・東北ブロック幹事長会議会費	238,000」	の次にし		
「自由民主購読料	420,000」	や	「自由民主購読料	420,000」
「一件十万円未満のもの	361,486」	や	「一件十万円未満のもの	411,086」
4	支出の内訳中			
「政治活動費	64,972,509」	や	「政治活動費	65,442,109」
「組織活動費	7,641,762」	や	「組織活動費	8,111,362」
7	政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳中			
「この街仙台が好きフォーラム	300,000	仙台市青葉区」の次にし		
「自由民主党宮城県第三選挙区支部	400,000	名取市」	や	「名取市」
「選挙活動に係る収入の内訳中				
1	収入総額中			
「1	収入総額	4,476,924」	や	「1 収入総額 4,839,983」
「本年収入額	3,405,000」	や	「本年収入額	3,768,059」
3	本年収入の内訳中			
「寄附	3,405,000	「寄附	3,768,059	
個人分	2,830,000」	や	個人分	3,193,059」
5	寄附の内訳中			

「本報告書」 480,000 東松島市」の次の行に  
「選挙費 363,059 東松島市」を加える。

○宮選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のとおり改める。

平成三十一年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党仙台市支部連合会の平成二十八年分収支報告書の要旨の

3	本年収入の内訳中			
「寄附	3,540,000」	や	「寄附	7,940,000」
「政治団体分	2,640,000」	や	「政治団体分	7,040,000」
「本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,292,000	や	「本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,292,000」
「自由民主党宮城県支部連合会	22,292,000」			
「本部又は支部から供与された交付金に係る収入	17,892,000			
「自由民主党宮城県支部連合会	17,892,000」			
5	寄附の内訳中			
「自由民主党太白区支部	600,000	仙台市青葉区」の次にし		
「自由民主党宮城県支部連合会	4,400,000	仙台市青葉区」	や	「仙台市青葉区」
自由民主党宮城県支部連合会の平成二十八年分収支報告書の要旨の				
1	収入総額中			
「1	収入総額	244,887,583」	や	「1 収入総額 245,213,083」
「本年収入額	143,485,045」	や	「本年収入額	143,810,545」
2	支出総額中			
「2	支出総額	108,273,604」	や	「2 支出総額 108,599,104」
3	本年収入の内訳中			
「その他の収入	1,624,494」	や	「その他の収入	1,949,994」
「女性局中央移動研修会会費	240,000」	の次にし		
「自由民主購読料	315,000」	や	「自由民主購読料	315,000」
「一件十万円未満のもの	481,914」	や	「一件十万円未満のもの	492,414」

宮 城 県 公 報

<p>4 支出の内訳中</p> <p>「政治活動費 65,949,473」や「政治活動費 66,274,973」に 「組織活動費 7,705,927」や「組織活動費 8,031,427」に相当する。</p> <p>自由民主党仙台田町支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の 3 本年収入の内訳中</p> <p>「機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,255,000」や 「機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,285,000」に 「支部活性化事業（国会研修） 1,062,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 230,000 や 自由民主党宮城県第三選挙区支部 30,000」 「支部活性化事業（国会研修） 1,092,000 に相当する。 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 200,000」 選挙に係る政経懇話会の平成二十八年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中</p> <p>「1 収入総額 4,870,107 「1 収入総額 5,233,166 に相当する。 前年繰越額 890,107」 前年繰越額 1,253,166」 全国シロガス政治連盟宮城県支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中</p> <p>「1 収入総額 961,008 「1 収入総額 1,019,347 に相当する。 本年収入額 961,008」 本年収入額 1,019,347」 2 支出総額中 「2 支出総額 726,844」や「2 支出総額 857,210」に相当する。 3 本年収入の内訳中 「寄附 951,000」や「寄附 951,200」に 「政治団体分 117,000」や「政治団体分 117,200」に 「その他の収入 10,008 「その他の収入 68,147 に相当する。 一件十万円未満のもの 10,008」 一件十万円未満のもの 68,147」 4 支出の内訳中 「政治活動費 726,844」や「政治活動費 857,210」に 「組織活動費 137,064」や「組織活動費 267,430」に相当する。 ○阿部謙一郎市長三十七号</p>	<p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出 があった平成二十九年分収支報告書について、平成三十年宮選管告示第百二十九号の一部を次のとお り改める。</p> <p>平成三十一年三月二十九日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>自由民主党宮城県支部連合会の平成二十九年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 281,758,816」や「1 収入総額 282,084,316」に 「本年収入額 145,144,837」や「本年収入額 145,470,337」に相当する。 2 支出総額中 「2 支出総額 152,143,224」や「2 支出総額 152,468,724」に相当する。 3 本年収入の内訳中 「その他の収入 1,360,505」や「その他の収入 1,686,005」に相当する。 「自由民主購読料還付金 100,000」の次に 「自由民主購読料 315,000」を加え 「一件十万円未満のもの 577,605」や「一件十万円未満のもの 588,105」に相当する。 4 支出の内訳中 「政治活動費 107,984,613」や「政治活動費 108,310,113」に 「組織活動費 9,680,418」や「組織活動費 10,005,918」に相当する。 選挙に係る政経懇話会の平成二十九年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 2,088,930 「1 収入総額 2,451,989 に相当する。 前年繰越額 958,930」 前年繰越額 1,321,989」 全国シロガス政治連盟宮城県支部の平成二十九年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 1,351,166 「1 収入総額 1,339,339 に相当する。 前年繰越額 234,164 や 前年繰越額 162,137 に相当する。 本年収入額 1,117,002」 本年収入額 1,177,202」 2 支出総額中 「2 支出総額 842,414」や「2 支出総額 1,311,456」に相当する。</p>
---	---

<p>3 本年収入の内訳中</p> <p>「その他の収入 10,002 円」 「その他の収入 70,202 円」</p> <p>一件十万円未満のもの 10,002 円 一件十万円未満のもの 70,202 円</p> <p>4 支出の内訳中</p> <p>「政治活動費 842,414 円」 「政治活動費 1,311,456 円」</p> <p>組織活動費 249,314 円 組織活動費 718,356 円</p> <p>宮城県理工政治興隆財団本部の平成二十九年度分収支報告書の提出の 収入総額中</p> <p>1 「1 収入総額 117,790 円」 「1 収入総額 117,784 円」</p> <p>「本年収入額 91,006 円」 「本年収入額 91,000 円」</p> <p>3 本県の収入の内訳中</p> <p>「個人の党費・会費 (22人) 91,000 円」</p> <p>その他の収入 6 円</p> <p>一件十万円未満のもの 6 円</p> <p>「個人の党費・会費 (22人) 91,000 円」</p> <p style="text-align: center;"><b>監査委員</b></p> <p>○宮城県監査委員告示第6号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により平成31年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。</p> <p>平成31年3月29日</p>	<p>1 監査実施機関及び監査実施日</p> <p>監査実施機関</p> <p>○総務部</p> <p>地方機関</p> <p>公文書館</p> <p>仙台中央県税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。）</p> <p>1月9日</p> <p>2月5日</p>
<p>仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。）</p> <p>○環境生活部</p> <p>地方機関</p> <p>環境放射線監視センター</p> <p>食肉衛生検査所</p> <p>○保健福祉部</p> <p>地方機関</p> <p>気仙沼保健福祉事務所</p> <p>子ども総合センター</p> <p>東部児童相談所</p> <p>○経済商工観光部</p> <p>地方機関</p> <p>大阪事務所</p> <p>仙台地方振興事務所</p> <p>北部地方振興事務所</p> <p>東部地方振興事務所</p> <p>気仙沼地方振興事務所</p> <p>計量検定所</p> <p>白石高等技術専門学校</p> <p>仙台高等技術専門学校</p> <p>石巻高等技術専門学校</p> <p>気仙沼高等技術専門学校</p> <p>○土木部</p> <p>地方機関</p> <p>仙台土木事務所</p> <p>北部土木事務所</p> <p>東部土木事務所</p> <p>気仙沼土木事務所</p> <p>仙台塩釜港湾事務所</p> <p>石巻港湾事務所</p> <p>○教育庁</p>	<p>1月9日</p> <p>1月16日</p> <p>1月10日</p> <p>1月30日</p> <p>1月21日</p> <p>1月8日</p> <p>2月25日</p> <p>2月6日</p> <p>1月10日</p> <p>1月17日</p> <p>2月8日</p> <p>3月5日</p> <p>2月26日</p> <p>2月25日</p> <p>1月15日</p> <p>3月6日</p> <p>2月5日</p> <p>1月24日</p> <p>1月23日</p> <p>2月7日</p> <p>1月7日</p> <p>3月20日</p>

地方機関			
北部教育事務所	1月10日	石巻工業高等学校	2月18日
北部教育事務所栗原地域事務所	1月10日	一迫商業高等学校	2月25日
東部教育事務所	1月17日	美田園高等学校	3月5日
東部教育事務所登米地域事務所	1月17日	聴覚支援学校	3月5日
図書館	3月5日	光明支援学校	3月5日
仙台第二高等学校	2月26日	西多賀支援学校	3月5日
仙台第三高等学校	3月5日	山元支援学校	2月12日
塩釜高等学校	1月28日	金成支援学校	2月25日
仙台三桜高等学校	2月25日	気仙沼支援学校	2月22日
古川黎明高等学校	1月16日	支援学校小牛田高等学園	3月4日
古川黎明中学校	1月16日	小松島支援学校	3月5日
松島高等学校	2月28日	支援学校女川高等学園	1月21日
村田高等学校	2月6日	○警察本部	
涌谷高等学校	3月6日	本庁	
岩ヶ崎高等学校	1月11日	警察本部	1月18日
佐沼高等学校	2月28日	地方機関	
名取北高等学校	3月20日	仙台中央警察署	1月16日
泉松陵高等学校	3月5日	仙台北警察署	3月6日
泉館山高等学校	2月21日	仙台東警察署	1月15日
石巻西高等学校	2月25日	泉警察署	3月6日
仙台東高等学校	3月5日	岩沼警察署	1月7日
富谷高等学校	2月27日	大和警察署	2月4日
宮城野高等学校	3月5日	気仙沼警察署	1月8日
蔵王高等学校	1月11日	佐沼警察署	1月16日
登米総合産業高等学校	1月29日	南三陸警察署	1月15日
伊具高等学校	2月28日	遠田警察署	1月11日
石巻北高等学校	1月23日	築館警察署	3月7日
南郷高等学校	1月28日	加美警察署	1月8日
水産高等学校	1月8日	角田警察署	1月10日
気仙沼向洋高等学校	1月29日	2 監査結果	
		平成29年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨	

に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 657,736,383円

過年度分 91,468,865円

合 計 1,572,422,248円

・平成28年度収入未済額

現年度分 860,900,853円

過年度分 1,023,590,663円

合 計 1,884,491,516円

(2) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 125,891,267円

過年度分 141,197,741円

合 計 267,089,008円

・平成28年度収入未済額

現年度分 125,107,412円

過年度分 145,485,744円

合 計 270,593,156円

(3) 仙台地方振興事務所

海岸占用料に係る事務処理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

適用する条例を誤ったもの。

・正適用条例 海岸占用料等条例

・誤適用条例 財産の交換、譲与等に関する条例

(4) 仙台上木事務所

河川占用料の調定誤りにより、還付金及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

河川占用料について、平成26年度から平成29年度まで誤って調定し、還付金及び還付加算金が発生したものの。

・件数 4件

・還付金額 779,280円

・還付加算金額 31,500円

(5) 松島高等学校

賃金において、未払いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の追給すべき賃金について、事務局監査時点で未払いとなっていたもの。

・件数 1件

・未払い額 43,806円

(6) 気仙沼地方振興事務所

工事において、誤った施工により対策工事が生じる事態が認められたので、今後再発しないよう対策の徹底を講じられたい。

(内容)

防潮堤の建設工事において、設計や施工の確認が不十分だったため、本来計画した高さよりも高く施工したものの。

(7) 石巻工業高等学校

団体会計等において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

他団体からの補助金受入口座等から、私的に流用したものの。

・件数 33件





<p>伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターの指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円 (出資割合37.8%) 〔公の施設の管理〕 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>31. 1. 16</p> <p>1 団体の事業概要 社会福祉事業の企画・調査及び普及、社会福祉法に基づき第一種・第二種事業、社会福祉事業従事職員の養成・研修その他地域福祉の推進を目的とした各種事業のほか、宮城県船形コロニー等の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 10,000,000円 (出資割合90.9%) 〔補助金〕 宮城県社会福祉協議会補助金等 〔負担金〕 宮城県社会福祉大会負担金等 〔公の施設の管理〕 宮城県船形コロニー 宮城県七ツ森希望の家 宮城県啓佑学園 宮城県第二啓佑学園 宮城県援護寮 宮城県介護研修センター</p> <p>3 監査の結果 生活福祉資金貸付金償還金において、多額の長期滞留債権が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。</p>	<p>社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会</p>	<p>30. 12. 18</p> <p>1 団体の事業概要 県立3病院を運営し、高度・専門医療を提供するとともに、県内における医療水準の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p>	<p>公益財団法人 宮城県腎臓協会</p> <p>30. 12. 19</p> <p>1 団体の事業概要 人工透析及び腎移植に関する知識の普及啓蒙事業や移植に関する研究・条件整備に対する助成事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 200,000,000円 (出資割合39.6%)</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>公益財団法人 みやぎ産業振興機構</p> <p>31. 1. 23</p> <p>1 団体の事業概要 中小企業等の経営革新、創業の促進、経営基盤強化等を行うため、中小企業の販路開拓や人材育成等の支援事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,276,776,000円 (出資割合68.3%) 〔補助金〕 中小企業経営資源強化対策費補助金等 〔貸付金〕 短期貸付金 長期貸付金に係る平成29年度末残高</p> <p>514,107,000円 91,681,762,664円</p>	<p>〔出資金〕 174,353,108円 (出資割合100.0%) 〔補助金〕 がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金等 18,575,000円</p> <p>〔負担金〕 運営費負担金 4,271,712,496円</p> <p>〔貸付金〕 短期貸付金 1,000,000,000円 長期貸付金に係る平成29年度末残高 8,026,140,664円</p> <p>3 監査の結果 (1) 期末において、債務超過が認められたので、運営改善を図る必要がある。 (2) 当期純利益が3期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。 (3) 診療報酬において、請求が遅延しているものが認められたので、改善を図る必要がある。</p>
--	--	------------------------------	---	--	---	--

<p>公益財団法人 宮城県国際化協会</p>	<p>31. 1. 24</p>	<p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成29年度未借入金残高 5,488,721,200円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>公益社団法人 宮城県青果物価格安定相互補償協会</p>	<p>30. 11. 20</p>	<p>〔補助金〕 みやぎ農産物直売所学校開催事業費補助金 1,605,000円</p> <p>3 監査の結果 助成金の交付決定において、選考過程での決裁承認に不明瞭な点が認められたので、改善を図る必要がある。</p>
<p>一般財団法人 みやぎ産業交流センター</p>	<p>30. 11. 12</p>	<p>1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、会議、イベント、大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動を行うほか、みやぎ産業交流センターの指定管理業務を利用料金制により行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 900,000,000円 (出資割合50.6%) 〔公の施設の管理〕 みやぎ産業交流センター 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>一般財団法人 みやぎ建設総合センター</p>	<p>31. 1. 23</p>	<p>1 団体の事業概要 建設産業の構造改善を促進するため、建設産業振興事業、人材育成・職業能力の向上事業、技術開発事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕</p>
<p>公益財団法人 翠生農学振興会</p>	<p>31. 1. 15</p>	<p>1 団体の事業概要 農林水産業と食産業の育成発展を図るため、農学に関する研究成果や農学情報の提供、農学研究者等に対する助成事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 35,000,000円 (出資割合35.0%)</p>	<p>一般財団法人 みやぎ建設総合センター</p>	<p>30. 12. 19</p>	<p>1 団体の事業概要 畜産経営の安定的発展と畜産振興のため、畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策・品質改善指導等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 147,500,000円 (出資割合57.5%) 〔補助金〕 肉用牛価格安定対策事業費助成金等 18,224,175円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>

<p>公益財団法人 宮城県フエリー埠頭 公社</p>	<p>30. 11. 12</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台塩釜港におけるフエリー埠頭の建設、改良及び維持管理に関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,000,000円 (出資割合100.0%) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成29年度末残高 218,068,094円 3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>150,000,000円 (出資割合46.2%) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県開発株式会社</p>	<p>30. 10. 30</p>	<p>1 団体の事業概要 石巻港における倉庫業としての輸出入木材保管業務、船舶給水事業、砕石供給販売事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 30,000,000円 (出資割合33.3%) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空港アクセス線の運行、管理等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,769,000,000円 (出資割合52.9%) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成29年度末残高 7,409,000,000円 3 監査の結果 (1) 期末において、債務超過が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。 (2) 当期純利益が3期連続でマイナスとなっていたので、経営改善を図る必要がある。</p>
<p>公益財団法人 宮城県スポーツ振興 財団</p>	<p>30. 11. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るため、各種振興事業や啓蒙普及事業を行うほか、宮城県総合運動公園等の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円 (出資割合50.0%) 〔補助金〕 自転車競技場運営管理費補助事業補助金等 12,519,616円 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園 556,000,000円 宮城県第二総合運動場 56,600,000円 (2施設とも共同企業体の一員) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>公益財団法人 宮城県私学退職金社 団</p> <p>31. 1. 24</p> <p>1 団体の事業概要 学校法人が設置する小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員等に退職手当資金の給付を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 公益財団法人宮城県私学退職金社団退職手当資金給付事業補助金 193,601,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>一般社団法人 宮城県私立幼稚園連 合会</p>	<p>31. 1. 29</p>	<p>1 団体の事業概要 幼児教育の研究調査、教職員の資質向上、福利厚生、退職手当資金給付事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業補助金 91,710,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>一般社団法人 宮城県私立幼稚園連 合会</p>

宮城県中小企業団体 中央会	31. 1. 31	<p>1 団体の事業概要 中小企業等組合と中小企業者の健全な経営のため、共同組織設立等の支援、経営情報の提供、資金の調達、人材育成等の支援を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 中小企業連携組織対策事業費補助金 157,836,000円 〔貸付金〕 中小企業団体中央会組織金融制度資金貸付金 1,500,000,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
宮城県職業能力開発 協会	30. 12. 12	<p>1 団体の事業概要 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 職業能力開発協会費補助金 55,289,573円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
一般社団法人 宮城県農業会議	31. 1. 17	<p>1 団体の事業概要 農業者の地位向上を図るため、農業生産力の発展と農業経営の合理化のための各種事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 農地集積・集約化対策事業費補助金 6,315,000円 〔負担金〕 農業委員会ネットワーク機構負担金 54,114,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
一般財団法人 みやぎ婦人会館	30. 10. 17	<p>1 団体の事業概要 婦人の組織活動の助長や教養の向上等を図るため、各種研修会、講座、講演会等の事業を行うほか、宮城県婦人会館の指定管理業務を行っている。</p>

	<p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県婦人会館 13,375,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
--	---

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第1条関係）

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から 栗原市金成片馬合手橋地内岩手県境まで
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
常磐自動車道	亘理郡山元町坂元字館野丙21番7先から 亘理郡亘理町逢隈中泉字新田39番1先まで
一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から 栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から 栗原市志波船堀口沖408番1先まで
一般国道6号	亘理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 亘沼市藤波二丁目7番1先まで
一般国道6号重複 (仙台南部道路)	亘理郡山元町大平字新平88番地先から 亘理郡山元町大平字新平98番3先まで
一般国道6号重複 (仙台東部道路)	亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁10番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二本西26番1先から 仙台市太白区茂庭字人來田中67番1先まで

一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八崎西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2先から 本吉郡南三陸町戸倉字転石44番1先まで
一般国道45号	本吉郡南三陸町志津川字十日町1番先から 気仙沼市松川149番先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から 気仙沼市本吉町頃名沢240番3先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	気仙沼市本吉町津谷長根86番3先から 気仙沼市松崎高谷47番1先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	気仙沼市唐桑町館84番3先から 気仙沼市唐桑町釜石下120番1先岩手県境まで
一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から 大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 富谷市富谷源内963番8先まで
一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
一般国道108号	大崎市古川鶴ヶ峰字新江南20番2先から 大崎市古川旭六丁目4番1先まで
一般国道108号	大崎市鳴子温泉鬼首字田野13番2先から 大崎市鳴子温泉鬼首字軍沢岳地内秋田県境まで
一般国道115号相馬福島道路 (東北中央自動車道)	伊具郡丸森町掌甫字下南山120番1先から 伊具郡丸森町掌甫字下南山126番1先まで
一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
一般国道286号	仙台市太白区茂庭字来田東地内先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 黒川郡大和町落合舞野字涉戸東95番3先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番2先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで

主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
主要地方道塩釜吉岡線	塩竈市大日向町135番6地先から 宮城郡利府町字新大谷地30番3地先まで
主要地方道仙台北松島線	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴巣北日大崎字吉原河瀬66番2先から 宮城郡松島町初原字原1番10先まで
主要地方道塩釜巨理線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1先まで
主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
主要地方道塩釜巨理線	名取市関上一丁目無番地先から 名取市下野郷字新田1番2先まで
主要地方道塩釜巨理線	巨理郡巨理町荒浜字篠子橋6番1先から 巨理郡巨理町字日館61番21先まで
主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から 塩竈市港町二丁目127番地先まで
主要地方道巨理大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
主要地方道石巻鹿島台大衡線	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先から 黒川郡大衡村駒場字中堀242番地先まで
主要地方道仙台北空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市権松字新橋105番1先まで
主要地方道仙台北塩釜線	仙台市若林区六丁目の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
主要地方道仙台北塩釜線	多賀城市港町一丁目125番7先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北畑々懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
主要地方道泉塩釜線	塩竈市東玉川町26番地先から 塩竈市東玉川町32番地先まで
主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
主要地方道仙台北三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで

主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢3番3地先から 黒川郡大衛村駒場字中堀244番地先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大衛村駒場字上推路29番7地先から 大崎市三本木新町一丁目23番2地先まで
主要地方道大衛落合線	黒川郡大衛村大衛字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市荳畔町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市柴四丁目13番3先まで
一般県道岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで
一般県道閑上港線	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市集120番1先まで
一般県道大和幡谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑15番2先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1先まで
一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
一般県道石巻港イノター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反谷地50番1先まで
一般県道泉ヶ丘熊ヶ根線	仙台市泉区明通四丁目1番1先から 仙台市泉区七北田字大沢大ヶ沢17番先まで
一般県道亘理イノター線	亘理郡亘理町遠隈中泉字大原236番地先から 亘理郡亘理町遠隈牛袋字北新丁20番2先まで
一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化産坂66番1先まで
一般県道仙台名取線	名取市植松字入生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
市道定禅寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで
市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区昔竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区目の出町三丁目8番11先まで

市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区属町三丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字県道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目12番5先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区荻竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区荻竹三丁目5番4先まで
市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区目の出町一丁目1番7先から 仙台市宮城野区目の出町一丁目1番21先まで
市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区目の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区目の出町一丁目6番9先まで
市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区目の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区目の出町二丁目3番8先まで
市道西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先 (北西角) から
市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先 (南東角) まで
市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道長町2号線	仙台市太白区長町二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
市道長町3号線	仙台市太白区鹿野二丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
市道荒巻大和町線	仙台市泉区明通三丁目51番37先から 仙台市泉区明通四丁目1番1号先まで
市道南錦町東玉川町線	塩竈市南錦町149番6地先から 塩竈市東玉川町26番地先まで
市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木三丁目226番2先まで
市道工場街路一号线	多賀城市明月一丁目105番1地先から 多賀城市宮内二丁目119番3地先まで
市道工場街路二号线	多賀城市明月二丁目118番2地先から 多賀城市宮内二丁目118番2地先まで

市道工場街路三号線	多賀城市宮内二丁目116番地先から 多賀城市宮内二丁目115番1地先まで
市道工場街路四号線	多賀城市明月三丁目112番1地先から 多賀城市明月三丁目42番地先まで
市道工場街路五号線	多賀城市宮内二丁目57番地先から 多賀城市宮内二丁目117番地先まで
市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から 岩沼市吹上二丁目15番1先まで
市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原122番先まで
市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで
市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
市道矢野日相野釜線	岩沼市下野郷字菱沼6番8先から 岩沼市空港南四丁目2番2先まで
市道空港三軒茶屋線	岩沼市空港南四丁目2番2先から 岩沼市下野郷字新相野谷地1番1先まで
町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2地先から 柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで
町道山下大沢線	黒川郡大和町字クノヒルズ1番先から 黒川郡大和町小野字明通8番4先まで
町道味明雄子喰線	黒川郡大郷町羽生字高屋敷1番1先から 黒川郡大郷町羽生字中の町19番1先まで
臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)まで
臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで

臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29先から 仙台市宮城野区港二丁目34先まで
港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先まで
港湾道路東一号线	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目24番先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目246番12先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。